

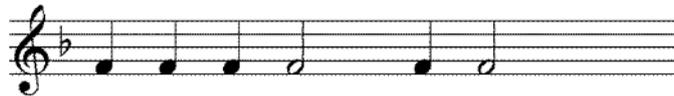
誦經) <sup>しゅ なんぢ くに きた としわれら おも たま</sup> 主よ、爾の國に來らん時我等を憶い給え。

<sup>しゅさい なんぢ くに きた としわれら おも たま</sup> 主宰よ、爾の國に來らん時我等を憶い給え。

<sup>せい もの なんぢ くに きた としわれら おも たま</sup> 聖なる者よ、爾の國に來らん時我等を憶い給え。

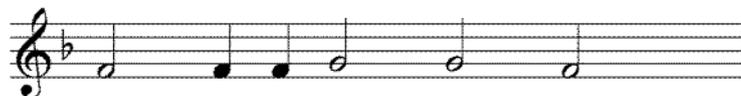
【 重聯禱 】

司祭) <sup>われら みなたましい まつと い われら おもい まつと い</sup> 我等皆 靈 を全うして曰わん、我等の思を全うして曰わん、



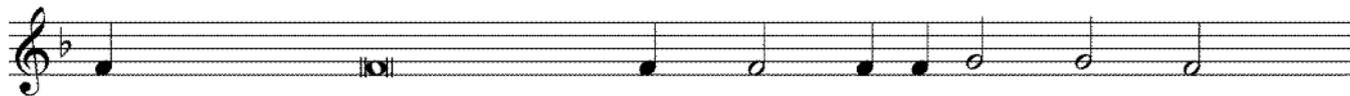
しゅあわれめよ。  
主 憐

司祭) <sup>しゅぜんのうしゃ われつそ かし なんぢ いの き い あわれ</sup> 主全能者、吾が列祖の神よ、爾に禱る聆き納れて憐めよ、



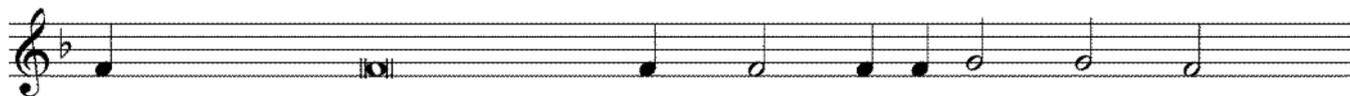
しゅあわれめよ。  
主 憐

司祭) <sup>かし なんぢ おおい あわれみ よ われら あわれ なんぢ いの き い あわれ</sup> 神よ、爾の大なる 憐に因りて我等を憐めよ、爾に禱る、聆き納れて憐めよ、



しゅあわれめ、しゅあわれめ、しゅあわれめよ。  
主 憐 主 憐 主 憐

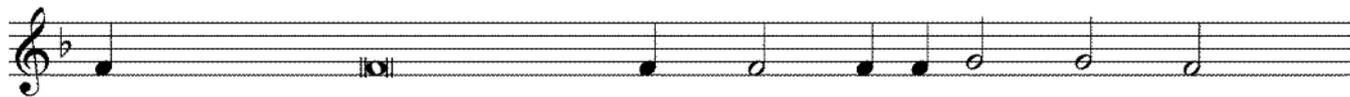
司祭) <sup>またわ くに てんのうおよ くに つかさど もの ため いの</sup> 又我が國の天皇及び國を司る者の爲に禱る、



しゅあわれめ、しゅあわれめ、しゅあわれめよ。  
主 憐 主 憐 主 憐

司祭) <sup>またきょうかい つかさど そんき われら ぜんにほん ふしゅきょう およ お</sup> 又教會を司る尊貴なる我等の全日本の府主教セラフィム、及びハリストスに於

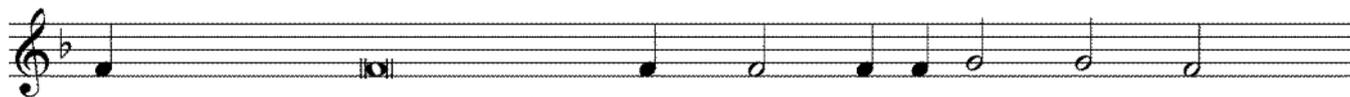
<sup>ことごと われら けいてい ため いの</sup> ける 悉くの我等の兄弟の爲に禱る、



しゅあわれめ、しゅあわれめ、しゅあわれめよ。  
主 憐 主 憐 主 憐

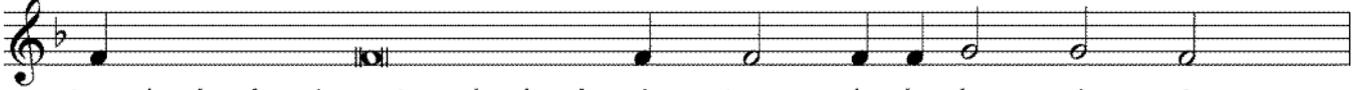
司祭) <sup>またわれら けいてい しよしさい しよしゅうどうしさい およ お われら しゅうけいてい</sup> 又我等の兄弟、諸司祭、諸修道司祭、及びハリストスに於ける我等の衆兄弟

<sup>ため いの</sup> の爲に禱る、



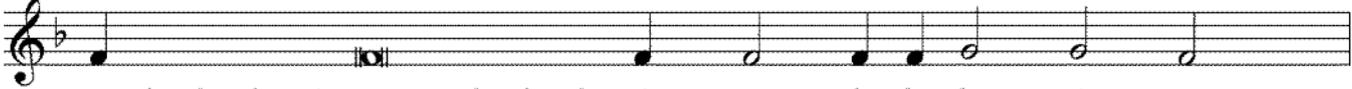
しゅあわれめ、しゅあわれめ、しゅあわれめよ。  
主 憐 主 憐 主 憐

司祭) <sup>またつね きおく</sup>又恒に記憶せらるる、<sup>ふく しせい せいきょう</sup>福たる至聖なる正教の総主教、<sup>せいどう こんりゅうしゃ およ</sup>この聖堂の建立者、及び  
<sup>すで ねむ</sup>既に寝りし<sup>ことごと</sup>悉くの父祖兄弟、<sup>ふ そけいてい こ</sup>此の處と<sup>しよほう</sup>諸方とに<sup>ほうむ</sup>葬られたる<sup>せいきょう</sup>正教の者の爲  
 に<sup>いの</sup>禱る、



しゅあわれめ、しゅあわれめ、しゅあわれめよ。  
 主 憐 主 憐 主 憐

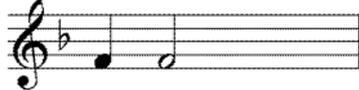
司祭) <sup>またこ しそん せいどう</sup>又此の至尊なる聖堂に物を<sup>もの たてまつ</sup>獻り、<sup>ぜんぎょう おこな</sup>善業を行い、<sup>これ ろう</sup>之に勞し、<sup>これ うた</sup>之に歌い、及び  
<sup>ここ た なんぢ おおい</sup>此に立ちて<sup>ゆたか</sup>爾の大にして<sup>あわれみ</sup>豊なる憐を<sup>あお のぞ</sup>仰ぎ望む者の爲に<sup>もの</sup>禱る、



しゅあわれめ、しゅあわれめ、しゅあわれめよ。  
 主 憐 主 憐 主 憐

( ※ 特別な災害や特別な感謝がある時、重聯禱にその旨追加する場合がある。その場合も「主憐め、主憐め、主憐めよ。」と応えて歌う。 )

司祭) <sup>けだしなんぢ じれん</sup>蓋爾は慈憐にして<sup>ひと あい</sup>人を愛する神なり、<sup>かみ</sup>我等光榮を<sup>われら こうえい</sup>爾父と子と<sup>なんぢちち こ</sup>聖神に<sup>せいしん</sup>獻ず、<sup>けん</sup>今  
 も<sup>いつ よよ</sup>何時も世世に、



ア ミ ン。

誦經) <sup>てんぐんなんぢ うた</sup>天軍爾を歌いて曰う、<sup>い せい</sup>聖、<sup>せい</sup>聖、<sup>せい</sup>聖なる哉<sup>かなしゅ</sup>主サヴァオフ、<sup>なんぢ こうえい</sup>爾の光榮は<sup>てんち</sup>天地に<sup>あまね</sup>偏  
 し。<sup>め あ</sup>目を擧げて<sup>かれ</sup>彼を<sup>あお</sup>仰ぐ者は<sup>もの</sup>照らされたり、<sup>て</sup>彼等の<sup>かれら</sup>面は<sup>おもて</sup>愧を受けざらん。<sup>はぢ う</sup>天軍爾を歌  
 いて曰う、<sup>い せい</sup>聖、<sup>せい</sup>聖、<sup>せい</sup>聖なる哉<sup>かなしゅ</sup>主サヴァオフ、<sup>なんぢ こうえい</sup>爾の光榮は<sup>てんち</sup>天地に<sup>あまね</sup>偏し。<sup>こうえい</sup>光榮は<sup>ちち</sup>父と  
<sup>こ せいしん</sup>子と聖神に<sup>き</sup>歸す、<sup>せい</sup>聖天使及び<sup>せい</sup>天使首の<sup>てんししゅ</sup>群は<sup>むれ</sup>衆<sup>しゅうてんぐん</sup>天軍と<sup>とも</sup>共に<sup>なんぢ</sup>爾を<sup>うた</sup>歌いて曰う、<sup>い せい</sup>聖、<sup>せい</sup>聖、  
<sup>せい</sup>聖なる哉<sup>かなしゅ</sup>主サヴァオフ、<sup>なんぢ こうえい</sup>爾の光榮は<sup>てんち</sup>天地に<sup>あまね</sup>偏し。<sup>いま</sup>今も<sup>いつ よよ</sup>何時も世世に、<sup>アミン</sup>アミン。

【 ニケア・コンスタンチヌーポリ全地公会にて採択されし信經（ 皆で歌うも可 ） 】

<sup>われしん</sup>我信ず、<sup>ひとつ</sup>一の<sup>かみ</sup>神・<sup>ちち</sup>父・<sup>ぜん</sup>全能者、<sup>てん</sup>天と<sup>ち</sup>地、<sup>み</sup>見ゆると<sup>みえざる</sup>見えざる<sup>ばんぶつ</sup>萬物を<sup>つく</sup>造りし<sup>しゅ</sup>主を。又  
 信ず、<sup>しん</sup>一の<sup>ひとつ</sup>主<sup>しゅ</sup>イイススハリストス、<sup>かみ</sup>神の<sup>どくせい</sup>獨生の子、<sup>こ</sup>萬<sup>よるづよ</sup>世の前に<sup>さき</sup>父より<sup>ちち</sup>生れ、<sup>うま</sup>光<sup>ひかり</sup>よ

ひかり まこと かみ まこと かみ うま もの つく あら ちち いったい  
りの光、眞の神よりの眞の神、生れし者にて造られしに非ず、父と一體にして

ばんぶつかれ つく われらひとびと ため またわれら すくい ため てん くだ せいしんおよ どうてい  
萬物彼に造られ、我等人人の爲、又我等の救の爲に天より降り、聖神及び童貞

ちよ み と ひと な われら ため とき じゅうじか くぎ  
女マリヤより身を取り人と爲り、我等の爲にポンティイピラトの時、十字架に釘うたれ

くるしみ う ほうむ だいさんじつ せいしょ かな ふくかつ てん のぼ ちち みぎ ぎ こうえい  
苦を受け葬られ、第三日に聖書に應いて復活し、天に升起父の右に坐し、光榮

あらわ い もの し もの しんばん ため またきた そのくにおわり またしん  
を顯して生ける者と死せし者とを審判する爲に還來り、其國終なからんを。又信

せいしん しゅ いのち ほどこ もの ちち い ちちおよ こ とも おが ほ よげんしゃ  
ず、聖神・主・生を施す者、父より出で、父及び子と共に拜まれ讃められ、預言者

もつ かつ い またしん ひとつ せい おおやけ しと きょうかい われみと ひとつ  
を以て嘗て言いしを。又信ず、一の聖なる公なる使徒の教會を。我認む、一

せんれい もつ つみ ゆるし う われのぞ ししや ふくかつ ならび らいせ いのち  
の洗禮、以て罪の赦を得るを。我望む、死者の復活、並に來世の生命を、アミン。

かみ わ じゆう じゆう ことば おこない し し ひる よる おもい  
神よ、我が自由と自由ならざると、言と行と、知ると知らざると、晝に夜に、思

こころ おか もるもろ つみ なた これ と これ ゆる じんじ ひと あい しゅ  
と心にて犯しし諸の罪を宥め、之を釋き、之を赦せ、仁慈にして人を愛する主よ、

みなわれら ゆる たま  
皆我等に赦し給え。

### 【 増聯禱 】

司祭) われらまたまたあんわ しゅ いの  
我等復又安和にして主に禱らん、



司祭) かみ なんぢ おんちよう もつ われら たす すく あわれ まも  
神よ、爾の恩寵を以て、我等を助け救い憐み護れよ、



司祭) こ ひ じゅんぜん せいせい へいあん むざい んこ しゅ もと  
此の日の純全・成聖・平安・無罪ならんことを主に求む、



司祭) へいあん てんし ただ きょうどうし わ れいたい しゅごしゃ たま しゅ もと  
平安の天使、正しき教導師、吾が靈體の守護者を賜わんことを主に求む



司祭) われら つみ あやまち なた ゆる しゅ もと  
我等の罪と 過 とを宥め赦さんことを主に求む、



司祭) われら たましい ぜん えき こと およ せかい へいあん たま しゅ もと  
我等の 靈 に善にして益ある事、及び世界に平安を賜わんことを主に求む、



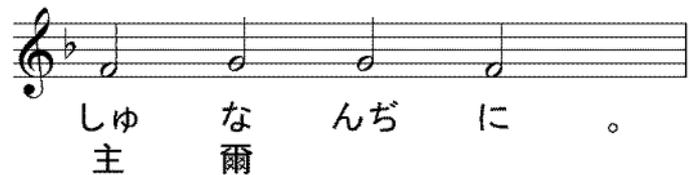
司祭) われら いのち よじつ へいあん つうかい もつ おわ しゅ もと  
我等の生命の餘日を平安と痛悔とを以て終らんことを主に求む、



司祭) われら いのち おわり かな やまい はぢ へいあん およ  
我等の生命の終 がハリストティアニンに適い、疾なく、耻なく、平安なること、及び  
ハリストスの畏るべき審判に於て宜しき對 をなすを賜わんことを求む、



司祭) しん どういつ せいしん たいごう もと われらおのれ みおよ たがい おのおの み もつ ならび  
信の同一と聖神の體合とを求めて、我等己の身及び互に各の身を以て、并  
に 悉くの我等の生命を以て、ハリストス神に委託せん、



【 天主經 】

司祭) しゅさい われら いさみ もつ つみ え あえ なんぢてん かみちち よ い たま  
主宰よ、我等に勇を以て、罪を獲ずして、敢て爾天の神父を籲びて言うを賜え、



き 来 り 、 なんぢの むね はてんに お こ な わ る る  
 爾 旨 天 行  
 が ご と く ち に も お こ な わ れ ん。 わ が に ち よ う  
 如 地 行 我 日 用  
 の か て を こ ん に ち わ れ ら に あ た え た ま え 。  
 糧 今日 我 等 與 給  
 わ れ ら に お い め あ る も の を わ れ ら ゆ る す が ご  
 我 等 債 者 我 等 免 如  
 と く 、 わ れ ら の お い め を ゆ る し た ま  
 我 等 債 免 給  
 え 。 わ れ ら を い ざ な い に み ち び か ず 、  
 我 等 誘 導  
 な お わ れ ら を き ょ う あ く よ り す く い た ま  
 猶 我 等 凶 惡 救 給  
 え 。

司祭) <sup>けだしくに けんとう こうえい なんぢちち こせいしん き いま いつ よよ</sup> 蓋國と權能と光榮は爾父と子と聖神に歸す、今も何時も世に、

アミン。

誦經) 【 本日のコンダク ※ 曜日により替る 祭日にはそのコンダクに代える 】 ※※※※※※

日曜) <sup>かみ なんぢ やま おい へんよう とき なんぢ もんと い かな なんぢ こう</sup> ハリストス神よ、爾が山に於て變容せし時、爾の門徒は容るるに稱いて爾の光

<sup>えい み こ なんぢ じゅうじか てい み くるしみ じゅう さと なんぢ じつ</sup> 榮を見たり、此れ爾が十字架に釘せらるるを見て、苦の自由なるを悟り、爾が實

<sup>ちち ひかり せかい つた ため</sup> に父の光なるを世界に傳えん爲なり。



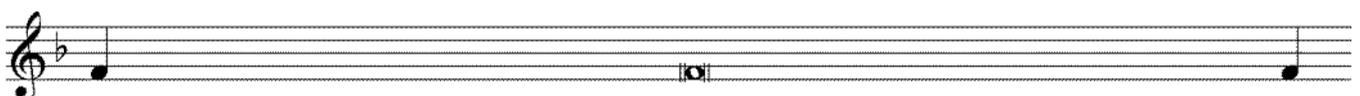
ねが しゅ な あが ほ いま よよ いた ねが しゅ な あが ほ  
願わくは主の名は崇め讃められて今より世世に至らん。願わくは主の名は崇め讃めら  
れて今より世世に至らん。ねが しゅ な あが ほ いま よよ いた  
光榮は父と子と聖神に歸す、今も何時も世世に、アミン。

【 第33聖詠 】

われいづ とき しゅ ほ あ かれ ほ つね わ くち あ わ たましい しゅ  
我何れの時にも主を讃め揚げん、彼を讃むるは恒に我が口に在り、我が靈は主を  
もつ ほこ おんじゅう もの き たの われ とも しゅ とうと とも かれ な あが  
以て誇らん、溫柔なる者は聞きて樂しまん。我と偕に主を尊め、偕に彼の名を崇  
ほ みわれかつ しゅ たづ かれ われ き い わ すべ あやう われ まぬか  
め讃めん。我嘗て主を尋ねしに、彼は我に聆き納れて、我が都ての危きより我を免  
れしめ給えり。目を擧げて彼を仰ぐ者は照されたり、彼等の面は愧を受けざらん。此の  
まづ ものよ しゅ き い これ そのことごと かんなん すく しゅ つかい しゅ  
貧しき者呼びしに、主は聆き納れて、之を其悉くの艱難より救えり。主の使は主  
おそ もの めぐ まも かれら たす あぢわ しゅ いか じんじ み かれ たの  
を畏るる者を環り衛りて、彼等を援く。味えよ、主の如何に仁慈なるを見ん、彼を恃  
ひと さいわい およ しゅ せいじん しゅ おそ けだしかれ おそ もの とぼ  
む人は福なり。凡そ主の聖人よ、主を畏れよ、蓋彼を畏るる者は乏しきことな  
し。わか しし とぼ う ただしゅ たづ もの なん こうふく か しょうし  
し。少き獅子は乏しくして餓え、唯主を尋ぬる者は何の幸福にも缺くるなし。小子よ、  
きた われ き しゅ おそ おそれ なんぢら おし ひと い のぞ またながら  
來りて我に聽け、主を畏るる畏を爾等に訓えん。人、生くるを望み、又壽えて  
こうふく み ほつ なんぢ した あく なんぢ ぐち かつわり ことば とど あく  
幸福を見んことを欲するか、爾の舌を惡より、爾の口を譎の言より止めよ。惡  
き ぜん おこな わへい たづ これ したが しゅ め ぎじん かえり そのみみ かれら  
を避けて善を行い、和平を尋ねて之に従え。主の目は義人を顧み、其耳は彼等の  
よ き ただしゅ おもて あく な もの むか そのな ち ほろぼ ため ぎじん よ  
呼ぶを聆く。唯主の面は惡を爲す者に對う、其名を地より滅さん爲なり。義人は呼  
しゅ これ き かれら ことごと うれい まぬか しゅ ころろ いた もの ちか  
ぶに、主は之を聽き、彼等を悉くの憂より免れしむ。主は心の傷める者に近し、  
たましい へりくだ もの すく ぎじん うれいおお しか しゅ これ ことごと まぬか  
靈の謙る者を救わん。義人には憂多し、然れども主は之を悉く免れしめ  
しゅ かれ ことごと ほね まも そのいつ お あく ざいにん ころ ぎじん にく  
ん。主は彼が悉くの骨を護り、其一も折れざらん。惡は罪人を殺し、義人を憎む  
もの ほろ しゅ そのしよぼく たましい すく かれ たの もの ひとり ほろ  
者は亡びん。主は其諸僕の靈を救い、彼を頼む者は一人も亡びざらん。

【 通常の終結 】

司祭) ハリストス神我等の恃よ、光榮は爾に歸す、光榮は爾に歸す、



こう え い は ち ち と こと せい しんに き す 、 い ま も  
光 榮 父 子 聖 神 歸 今

いつもよよに、アミン。しゅあわれめ、しゅ  
 何時 世世 主 憐 主  
 あわれめ、しゅあわれめよ、ふくをくだ  
 憐 主 憐 福 降  
 せ。

司祭) <sup>われら まこと かみ そのしじょう はは こうえい さんび せいしと こくしやう</sup>  
 ハリストス我等の眞の神は、其至 浄なる母、光 栄にして 讚美たる 聖使徒、克 肖  
<sup>ほうしん わがしよしんぶ およ しょせいじん きとう より われら あわれ すく ぜん</sup>  
 捧 神なる我 諸 神父、( 某 ) 及び 諸 聖 人の祈 禱に 因て我等を 憐 み救 わん。善 に  
<sup>ひと あい しゅ</sup>  
 して 人 を愛 する 主 なら ば なり、

アミン。

【 萬壽詞 】

か み よ 、 わ が く に の て ん の お う 、 お よ び  
 神 我 國 天 皇 及  
 く に を つ か さ ど る も の 、 わ れ ら の ふ し ゅ  
 國 司 者 我 等 府 主  
 き ょ う セ ラ フ ィ ム 、 お よ び こ と ご と く の せい き ょ う  
 教 及 悉 正 教  
 の ハ リ ス テ ィ ア ニ ン ら を 、 い く と せ に も ま も り  
 等 幾 歳 護 り  
 た ま え 。

( 祈 禱 終 了 )